

## 平成29年2月定例会の結果

### 1 請願書      2 陳情書      3 資料（請願・陳情文書表）

#### 1 請願書

請願番号	件名	結果
請願第1号	「清水天然ガス発電所（仮称）建設計画」の中止決議を求める請願書	不採択
請願第2号	清水駅前LNG火力発電所の建設反対決議に関する請願	不採択
請願第3号	清水駅前LNG火力発電所の建設反対決議に関する請願	不採択
請願第4号	環境影響評価方法書・市長意見を東燃ゼネラル石油（株）に遵守させることを求める請願	不採択
請願第5号	清水駅前LNG火力発電所の建設に関する請願	不採択
請願第6号	現存するLNG基地に関する請願	不採択
請願第7号	静岡市の学校給食費の保護者負担の増額を中止をすることを求める請願	不採択

#### 2 陳情書

陳情番号	件名	結果
陳情第1号	国民健康保険の保険料に関する陳情	不採択

### 3 資料（請願・陳情文書表）

#### 請願第 1 号

「清水天然ガス発電所（仮称）建設計画」の中止決議を求める請願書

請願者 LNG 火力発電所建設を考える協議会

静岡市清水区 代表 鈴木克洋 ほか 5,236 筆

紹介議員 寺尾 昭 西谷博子 山本明久 内田隆典 安竹信男

~~鈴木節子~~（平成 29 年 2 月 21 日紹介を取り消し）

#### [請願項目]

JR 清水駅前に「清水天然ガス発電所（仮称）」の建設が計画されています。  
以下の理由により、貴議会において建設計画中止を決議されますよう請願します。

#### [請願理由]

##### 1. 我が国最大級の発電所

浜岡原子力発電所 5 号機に匹敵する大きさの火力発電所です。  
東日本大震災のように、安全な生活が一瞬で奪われます。

##### 2. 清水区全域に拡がる災害

大量の石油類を貯蔵している石油コンビナートの真ん中です。  
燃料輸送タンカーの転覆、漂流、大火災による災害は清水区全域に拡がります。

##### 3. 静岡市全域のゴミ処理場の 11 倍の排ガス量

清水駅、商店街、マリナート、河岸の市、お祭り広場は常に排ガスの中となります。  
市内全域の住民の健康を冒し、生活環境が悪化します。

##### 4. 漁業を脅かす清水港への排水

大量の排水は興津川の流量に匹敵します。  
閉鎖的な清水港の水質を変え、周辺の漁業を脅かします。

##### 5. 子供たちの世代に無責任な大量の CO<sub>2</sub> 排出

静岡市全体の CO<sub>2</sub> 排出量は 1.45 倍に増えます。  
地球温暖化対策に逆行します。

##### 6. 景観の悪化と負の経済効果

風評で地価は低下し、また国内だけでなく海外の観光客も激減します。  
地元からの新規雇用はほとんどなく、地域の活性化につながりません。

## 清水天然ガス火力発電所（仮称）の建設計画の中止を求める決議（案）

貴社は、静岡市清水区袖師町 1900 番地の貴社所有地に、天然ガスを燃料とする出力 110 万 kW の巨大な火力発電所建設計画を立て、現在、環境影響評価法に基づく審査を受けています。

しかし、貴社のこの火力発電所建設計画に対し、地元を中心とする多くの市民が懸念を持ち、当市議会に、「火力発電所建設中止の決議」を求める 団体、約 人の請願が提出されました。当初、静岡県が主務自治体であったため、静岡県議会にむけた 人の署名もあり、合わせると一万人を超える署名となっています。

こうした市民の請願を審査した結果、

I、巨大プラントは、万一の事故に備え、人口密集地からは、一定の距離を取って建設しますが、貴社の火力発電所建設計画は、乗降客 1 日 2 万人という駅を含む街の中心部から数百メートルしか離れておらず、万一の事故に備えた安全距離が確保できているとは言えません。

II、建設計画地は、石油コンビナート等特別防災区域の中になります。東日本大震災で石油コンビナート等は、数多くの事故が発生し、コスモ石油市原貯蔵所や J X 日鉱日石エネルギー仙台製油所では大事故になりました。気仙沼市では、石油コンビナートではなかったにも関わらず、漏れた重油と瓦礫によって市街地のほとんどを焼き尽くす大火災となりました。先般の NHK の特集番組「MEGA CRISIS（メガクライシス）」では、これらの事故も、風向や風速の条件が幸いし、あの程度（と言っても甚大な被害ですが）で済んだと報じています。条件が悪ければ、さらに大きな 2 次災害になる可能性があったということです。石油コンビナート等の防災は、検証が終わった段階程度で、必要な防災対策はこれからです。必要な防災対策が完了していないコンビナートの中に、新たな巨大プラントの建設を認めることはできません。

III、天然ガス火力発電所は、石炭や石油の火力発電所に比べ「クリーン」だと言っても、プラントの規模が巨大であるため排出される排気ガスの量は膨大です。排出される CO<sub>2</sub>（二酸化炭素）の量で比較すれば、現在、静岡市内の全市民の生活、全事業所の企業活動、静岡市を通過する車輛等から出る CO<sub>2</sub> の量の約半分を、貴社の火力発電所だけで排出します。この排気ガスが、清水の街の中心部を覆ったら最悪の事態になります。

IV、静岡市は、清水区について観光での都市再生を図っており、貴社が火力発電所建設を計画している場所は、観光都市清水の玄関口にあたります。ここに巨大な火力発電所が座ったら、市税を投入し、開発を進めているウォーターフロント計画の軸である美港しみずと富士山ビューを台無しにします。2 月に完成したばかりのペDESTリアンデッキからの富士山ビューも色あせてしまうでしょう。

以上 4 つの理由から、本市議会は、清水天然ガス発電所の建設計画の中止を決議するに至りました。

静岡市議会は、清水天然ガス発電所の建設計画を中止するよう決議します。

## 請願第2号

### 清水駅前LNG火力発電所の建設反対決議に関する請願

請願者 LNG火力発電所に反対する住民の会  
静岡市清水区 共同代表 松永行子  
静岡市清水区 共同代表 山梨通夫  
静岡市駿河区 榎田民夫

紹介議員 安竹 信男

#### [請願の趣旨(理由)]

東燃ゼネラル石油株式会社(以下東燃)はJR清水駅前に原発に匹敵する発電量を膨大な液化天然ガス(LNG)を燃焼させる清水天然ガス発電所を建設する計画です。南海トラフ巨大地震が予想される中、建設予定地近隣の住民は、人口密集地にあまりにも近すぎるこの計画に生命の危険を感じ不安を抱きました。発電所建設には近隣住民の安全、安心の確保が最低限の条件です。しかし東燃は、近隣住民を無視し、極めて不誠実な態度をあらわにしました。私たちは東燃の住民説明会に何度も参加しましたが、不安は解消するどころかますます不安がつのり、建設予定地近隣住民の安全安心は全く得られていない現状です。その理由を請願の趣旨(理由)として下記に述べます。

1. 東燃は公開討論会形式の住民説明会の継続と住民からの公開質問状に対する文書回答を拒否。
2. 東燃は科学者が指摘する活断層の存在を否定、断層の位置を探る実地調査を拒否。
3. 東燃は建設予定地への想定以上の津波襲来の可能性を拒否。
4. 東燃は津波によるLNGタンカー広島原爆45個分の流出事故の対策を行わず計画を進めている。

#### [請願事項]

1. 以上の理由により貴議会が清水天然ガス火力発電所の建設反対の決議文(別添)を採択するよう請願致します。

## 決議文（案）

東燃ゼネラル石油株式会社は静岡市清水区袖師町1900番地に110万キロワットの清水天然ガス発電所を建設する計画を進めている。建設予定地近隣住民はこの計画に強い不安を抱き建設反対の声を上げ静岡市議会に建設反対の請願を求めてきた。近隣住民が強い不安を抱いた原因は次の通りである。

1. 当該発電所の建設予定地は駿河トラフから10キロメートルに近接し、南海トラフ巨大地震の想定震源域の真上にあり、地盤改良の必要性がある軟弱地盤の埋立地であり、科学者が活断層の存在を指摘する位置にあり、あまりにも人口密集地に近接している。このような場所にたとえばLNGタンカー1隻広島原爆45個分と言われる膨大なガスを使用する発電所を建設した場合、巨大地震の際何が起こるか判らない。大惨事が絶対起こらないとする識者の見解を求めることもできない。あまりにも危険であり不安である。

2. 東燃ゼネラル石油株式会社は行政から丁寧な説明をよう求められているにもかかわらず、建設計画に不安を抱き反対の声をあげている住民諸団体に対し、文書による質問書に回答を拒否する、活断層の実地調査は拒否するなど不誠実な姿勢を示している。不安を解消すべく東燃の住民説明会に足を運んだが、近隣住民の質問にまともに答えられず不安はますます増大した。発電所の計画には近隣住民たちが安全・安心を得ることが大前提であるが、現在のところ安全・安心の確保は全く得られていない。当該発電所の建設に同意したことを公式に発表した近隣自治会の皆無である。したがって静岡市議会として清水天然ガス発電所を建設する計画に地元不同意であることを決議する。よって田辺市長に地元不同意に意志表示を働き掛ける。

## 請願第3号

### 清水駅前LNG火力発電所の建設反対決議に関する請願

請願者 清水の環境を考える女性の会  
静岡県清水区 川渕由美子  
静岡県清水区 松永行子

紹介議員 寺尾 昭 西谷博子 山本明久 内田隆典  
鈴木箒子（平成29年2月21日紹介を取り消し）

#### [請願事項]

JR清水駅前(海側)に東燃ゼネラル石油株式会社による「清水天然ガス発電所(仮称)」の建設が計画されています。以下の理由により、貴議会において建設反対を決議されるよう請願します。

#### [請願趣旨]

1. この発電所（浜岡原発5号機とほぼ同じ火力の巨大発電所です。）からは、静岡市全域のゴミ焼却場の1.1倍の排ガス（ $\text{NO}_x$ 、 $\text{CO}_2$ を含む）が排出されます。

静岡県全体の $\text{CO}_2$ 排出量は1.5倍に増え、地球温暖化対策に逆行します。

電気の排熱が清水区内に流れ込みます。1度程の上昇で、湿度も上昇します。夏は暑くなり、雷雨や夕立が増えます。

2. 山に囲まれた清水区の地形は、汚染物質が滞りやすく、特に計画地付近に集中するため健康被害が増大します。

高濃度の $\text{NO}_x$ （窒素酸化物）は、喘息など呼吸器疾患に影響します。

高濃度の $\text{CO}_2$ （二酸化炭素）は、あえぎ、頭痛を引き起こします。

3. 「富士山」の景観が悪化し、観光業に打撃となります。

三保松原、日本平から眺める冬の美しい富士山に白煙がかかります。

清水駅、清水港から眺める富士山は、ゴミ焼却場に似た巨大建物と並ぶ光景となります。

国内、海外からの観光客、大型クルーズ船の乗客は失望します。

国交省より国際クルーズ拠点に選定された清水港の魅力は半減し、寄港が激減するかもしれせん。

「三保の松原」の世界文化遺産構成資産登録は、危機に陥ることが予想されます。

以上 住民の健康、安心な暮らしが脅かされます。子供達の健康、安全、将来を考え、笑顔を守っていくこと、清水の景観を守っていくことが、私達大人の責任です。

## 決議文（案）

東燃ゼネラル石油株式会社は、静岡市清水区袖師町1900番地に110万キロワットの「清水天然ガス発電所（仮称）」を建設する計画を進めている。建設予定地に住む「清水の環境を考える女性の会」の女性達が、この計画による大気汚染と景観悪化に強い不安を抱き、静岡市議会の請願を求めてきた。女性達が強い不安を抱いた理由は次の通りである。

この発電所（浜岡原発5号機とほぼ同じ火力の巨大発電所）からは、静岡市全域のゴミ焼却場の11倍の排ガスが排出され、その中には、人体に有害とされる $\text{NO}_x$ 、 $\text{CO}_2$ が含まれている。山に囲まれた清水区の地形は、汚染物質が滞りやすく、特に計画地付近に集中するため子ども、お年寄りの健康被害が増大する。

$\text{CO}_2$ 排出量は、静岡市全体の1.5倍に増え、世界が取り組む地球温暖化対策に逆行し、三保の松原の松枯れも心配である。電気の排熱が清水区内に流れ込み、気温は1度程、湿度も上昇し、夏は蒸し暑くなり、雷雨や夕立が増える。

眺望名所である三保松原や日本平から眺める美しい冬の富士山に煙がかかり、清水駅、清水港から眺める富士山の前には、煙突のあるゴミ焼却場に似た巨大建物が並ぶ光景となる。国内、海外からの観光客、大型クルーズ船の乗客は失望し、国交省より国際クルーズ拠点に選定された清水港の魅力は半減し、寄港の激減が予想される。海洋都市を目指す清水にとって、この計画による景観の損失は大きく、三保の松原の「世界文化遺産構成資産」登録は、危機に陥り観光業には大きな打撃となる。

以上の理由により、静岡市議会として清水天然ガス発電所を建設する計画に反対の決議をする。

#### 請願第4号

環境影響評価方法書・市長意見を東燃ゼネラル石油（株）に遵守させることを求める請願

請願者 「マークス・ザ・タワー清水・東燃ガス火力発電所建設に反対する住民の会」  
静岡県清水区 代表 田島慶吾

紹介議員 寺尾 昭 西谷博子 山本明久 内田隆典  
鈴木箒子（平成29年2月21日紹介を取り消し）

#### 〔請願要旨〕

今、私たちが居住するマンションマークス・ザ・タワー清水直近に東燃ゼネラル石油（株）（以下、東燃）によるLNG火力発電所建設計画が進行中です。清水の人口最密集地にガス火力発電所の建設を目論むこと自体が常軌を逸し、必ずや清水の後代の世人に禍根を残すものですが、最も憂慮すべきことは、発電所立地位置が私たちのマンションから約600メートルの至近距離にあることです。

この「近さ」故に、昨年11月田辺信宏市長は東燃・環境影響評価方法書に対する市長意見として、「特に、事業実施区域周辺の高層住宅に関して、当該建築物が風下となる風向で、ダウンドラフトが生じるような条件下では単純な濃度予測値を超える大きな値となることが推測されるなど、強い影響を受ける可能性があるため、大気の調査、予測及び評価に当たっては、通常の検討とは別に、この高層住宅への影響も考慮し評価した上で、適切な環境保全措置を検討すること」との要請を行いました。住民説明会での、この市長意見に対する東燃の回答は、二酸化窒素の濃度を下げるとの脱硝装置を設置するというものでした。しかし、脱硝装置はガス火力発電所の通常の設備であって、何ら特別のものではありません。これは「通常」以上の環境保全措置の検討を求めた市長意見とその基となった市の環境審議会の専門家の見識をも等しく軽視するものです。

更に、私たちは地理的近さばかりでなく、LNG火力発電所の煙突の高さが当マンションの高さと同じ約90メートルであり、排ガスが直接当マンションに当たること、当マンションは24時間換気のマンションであり、汚染された大気が始終室内に取り込まれることの問題性も指摘しましたが、東燃はシミュレーション上問題ないと繰り返すばかりで、何らの対応も取ろうとしません。

私たちはまた、東燃に対し本マンションに窒素酸化物濃度を計る測定器を設置して欲しいと要望しました。測定器の設置前と後とのNO<sub>2</sub>の濃度を比較すれば、東燃の汚染濃度のシミュレーションの正確度が分かり、設置後でもシミュレーション通りの数値であれば、私たちも安心するとの理由で器機の設置を求めたのですが、東燃はこれを断固拒否し、シミュレーションで十分であると繰り返しました。

本マンションには、若い世代の家族、また乳幼児、幼稚園児、小・中学生、また退職後の人生を楽しもうとするとご高齢の方々が多く住みます。「単純な濃度予測値を超える大きな値」の窒素酸化物に汚染された大気に長期間晒されることが小児喘息や気管支疾患等の疾病を引き起こす危険性があると知った若いご夫婦の恐怖はどれほどのものでしょうか。



子供たちは近くの小・中学校に通っていますが、それらの学校は発電所建設予定地から僅か900メートルの円内にあります。

以上のように、東燃は1. 当マンションに対する適切な環境保全措置を求めた方法書に対する市長意見、専門家の知見を蔑ろにし、2. 当マンションに対する大気・環境汚染の危険性を実地調査せず、3. 当マンションに住む住人、とりわけ、乳幼児、子供たち、ご高齢の方の健康被害については考慮を払うことさえ拒んでいます。一営利企業のために、当マンションの子供たちばかりでなく、清水の子供たちの健康も危機に晒されています。

東燃に対し、市長意見の誠実な実行を促すために貴議会の決議を求める次第です。

[請願事項]

東燃清水天然ガス発電所（仮称）建設に係る環境アセスの一環として東燃ゼネラル石油（株）の提出した環境影響評価方法書に対して、昨年11月に田辺信宏市長による意見書が出されました。その中で、発電所近隣にある高層住宅であるマークス・ザ・タワー清水（以下、「当マンション」）については、通常の検討の他に、「適切な環境保全措置」の必要性があることが指摘されています。しかし、東燃ゼネラル石油（株）はその後この市長意見に反して、当マンションに対する何ら特別の環境保全措置の検討を行っていません。市長意見を無視したまま発電所建設計画が進行すれば、当マンション住民の健康と安全とは重大な危険に晒されることとなります。貴議会に対し、東燃ゼネラル石油（株）へ対し、市長意見の迅速かつ厳密な遵守を求めるよう適切な指導を行うようにお願いいたします。

## 東燃ゼネラル石油（株）に対する環境影響評価方法書への市長意見遵守を求める決議

東燃ゼネラル石油（株）が現在、清水区袖師に建設を予定している東燃清水天然ガス発電所（仮称）に関する環境影響評価方法書に対し、昨年11月田辺信宏市長が市長意見を提出したが、その中で、「特に、事業実施区域周辺の高層住宅{マークス・ザ・タワー清水のこと}に関し、当該建築物が風下となる風向で……単純な濃度予測値を超える大きな値となることが推測されるなど、強い影響を受ける可能性があるため、大気の調査、予測及び評価に当たっては、通常の検討とは別に、この高層住宅への影響も考慮し評価した上で、適切な環境保全措置を検討すること」を東燃に要請したにもかかわらず、東燃は何らの「適切な環境保全措置」を検討していない。東燃は、二酸化窒素の濃度を下げるときの脱硝装置を設置するとマンション住民への説明会で回答したが、しかし、脱硝装置はガス火力発電所の「通常」の設備であって、何ら特別のものではない。これは「通常」以上の環境保全措置の検討を求めた市長意見を軽視するものであるばかりか、市の環境審議会の専門家の意見をも愚弄するものである。

また、当該マンションの住民が、当該マンションの高さと発電所の煙突の高さが同じであり、排煙、排ガスが直接マンションに当たること、当該マンションは24時間換気であり、1年365日、1日24時間、排ガスを室内に取り込まざるを得ないため、一層汚染濃度が高まる可能性がある」と指摘したが、これも東燃はシミュレーション上問題ないとし、一切の考慮を払っていない。

このために、当該マンションの住民、とりわけ、乳幼児、幼稚園児、小中学生といったこれから成長する子供をもつ家庭、また、抵抗力の弱まった高齢の父母を抱える家庭の間で発電所からの排煙・排ガス、とりわけ、喘息や気管支疾患を引き起こす二酸化窒素による当該マンションの周辺大気の汚染の恐怖が広まっている。市長意見の重要性を無視した発電所建設が進めば、当該マンションの住民の健康、安心は保障されないものとなる。市民の安全、健康を守ることは、市民により選挙で直接選ばれた議員の責務である。住民の安全を求めた市長意見を東燃が蔑ろにしたことを危惧し、静岡市議会は、以下を決議する。

1. 当該マンションに対する適切な環境保全措置を要請した市長意見を遵守すべく具体的かつ適切な方策をとるように東燃に指導を行うこと。
2. 事態の改善が見られない場合には、東燃により提出が予定されている環境影響評価準備書に対し、地元不同意の市長意見書を提出すること。

## 請願第5号

### 清水駅前LNG火力発電所の建設に関する請願

請願者 清水の将来を考える会  
静岡県清水区 代表 望月國平  
静岡県駿河区 共同代表 中村彰男  
静岡県清水区 共同代表 松永節也

紹介議員 安竹信男

#### [請願の趣旨]

JR清水駅前の人口集中域に浜岡原発5号機よりも大きな出力のLNG火力発電所が計画されております。これは建設位置・規模から世界で例のない異常な計画です。事業の開発には近隣住民の平常時、自然災害時における安全、安心の確保が最低限の条件です。自然災害として南海トラフ巨大地震が予想される中、建設予定地近隣の住民は、人口密集地にあまりにも近すぎるこの計画に生命の危険を感じ、不安を抱いております。一方、平常時においても、発電所から排出される排ガスは静岡市の全清掃工場からの量の17倍です。さらに排出されるCO<sub>2</sub>の量は現在の静岡市の量を1.7倍に増大させます。これらが近隣住民だけでなく、清水区、静岡市全域の住民、特に子供たち、孫たちの健康、日常生活を脅かすこととなります。

しかし、事業者は一般市民との対話集会の開催、公開質問状への回答を拒否しており、市民の不安は募るばかりです。例えば、排ガスの拡散では直近の高層ビルの存在を無視し、現地測定を行わずに予測を行っており、科学的にも極めて杜撰な計画を進めております。一方、これらの住民の不安を解消せねばならない市当局は、事業者に適切な要望、指導を行っておりません。市当局は事業者から準備書が出てきたら、公聴会を開催するが、事業者と市民の間の意思疎通を図る対話集会を仲介することは考えていないとしています。

上記のように、現在だけでなく将来にわたっての市民生活に本事業が及ぼす影響に関する市民の声が事業者にも、市（行政）にも届いておりません。そこで、市行政の監督者であり、市民の代表である貴議会議員の皆様は、特に、請願項目の第2項に示しました具体的な4点について、事業地域に住み、地域を熟知した住民及び専門家による懸念、意見を理解して頂き、市行政の積極的な対応を促していただくことが必要であると考えております。

なお、計画内容の具体的審査は静岡県環境影響評価審査会で行われております。そこで、この審査会の場で、これらの請願項目について、環境影響評価審査会の委員が判断できない知識を持つ専門家、さらに上記住民による意見陳述を行い、審査会委員の皆様は市民の直接の懸念を知っていただき、審査会での議論を通して、事業者に働きかけていただくことが大切と考えております。

静岡県環境影響評価条例施行規則第55条4には「審査会は、必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる」とされております。しかし、市の行政当局は“市民の意見や要望を直接聞く場ではない”として、審

査会での意見陳述を認めていません。審査会は市長の諮問機関でありますので、ここで意見陳述ができますよう、貴議会から市長への助言を要望いたします。

以上の理由により、下記の請願をいたします。

[請願項目]

1. LNG火力発電所建設事業者と一般市民の間での真摯で誠実、科学的な対話集会を開催するよう、市長に要望していただきたく請願いたします。
2. 市環境影響評価審査会において下記の意見陳述ができますよう市長に要望していただきたく請願いたします。
  - ①「建設位置」、「建設規模」の妥当性に関する懸念の陳述
  - ②事業の安全性に関する懸念の陳述
  - ③市民生活への影響の具体例の陳述
  - ④事業計画の不備（法・条例違反、非科学的手法）の陳述

## 請願第6号

### 現存するLNG基地に関する請願

請願者 静岡市清水区 代表 北村修治  
静岡市清水区 眞田宏幸

紹介議員 寺尾 昭 西谷博子 山本明久 内田隆典  
鈴木箒子（平成29年2月21日紹介を取り消し）

#### [請願事項]

清水港周辺の埋立地に現存する3基のLNGタンクと付属する配管は、南海トラフ巨大地震による地盤変動に、安全が保たれるかの調査検証を静岡市が実施するよう請願します。

#### [請願趣旨]

標記のLNGタンク基地は、1996年清水エル・エヌ・ジー株式会社が、清水区袖師町1900番地に第1号LNGタンクを竣工し、その後増設し現在は3基のLNGタンクを擁しております。

1854年11月4日の安政の大地震によって清水港周辺の地盤がどのように変動したのかを示す2枚の地図（別紙参照）があります。その地図によれば、隆起し干潟になったところを埋め立てて現在のLNG基地を建設したことになり、その対岸の三保真崎は沈降し海に没しております。また、科学者が活断層の存在を指摘する位置にあり、加えてあまりにも人口密集地に近接しています。南海トラフ巨大地震では清水港はどのような地盤変動を起こすのか、その地盤変動は現存のLNG基地にどのような影響を与えるのか？私達近隣住民は、液状化による配管亀裂などのガスもれが、爆発大火災となることを非常に恐れ、心配しております。当時と比べ現在の地震学は進歩しており、現時点の学問上の検証、それに基づく対策を立てなければ市民の安全は保障できないのではないのでしょうか。

思い起こせば福島原発の災害は「想定外」の一言で責任の追及がされませんでした。起こり得る最悪の条件と危険施設をつき合わせ対策を立てる必要があります。

## 決議文（案）

静岡市清水区袖師町1900番地にある 基地（事業者清水エル・エヌ・ジー株式会社）の 3基の タンクと無数の配管が、南海トラフ地震に耐えられるのか、近隣住民は強い不安を抱き、 静岡市議会に地盤の調査検証の請願を求めてきた。近隣住民が強い不安を抱いた理由は次の通りである。

南海トラフ巨大地震の想定震源域の真上にあり、地盤改良の必要性がある軟弱地盤の埋立地である。安政の大地震によって清水港周辺の地盤がどのように変動したのかを示す2枚の地図（別紙参照）によれば、現在のLNG基地は 隆起し、干潟になった場所の埋め立て地であり、その対岸の三保真崎は沈降し海に没している。南海トラフ巨大地震では清水港はどのような地盤変動を起こすのか その地盤変動は現存のLNG基地にどのような影響を与えるのか 現時点の学問上の調査、検証、それに基づく対策が必要である。

また科学者が活断層の存在を指摘する位置にあり、加えてあまりにも人口密集地に近接しているため、液状化による配管などのガス漏れが 大災害となることが心配される。

以上の理由により、静岡市議会として 静岡市に対し 基地の地盤について調査検証を実施するよう決議する。

請願第7号

静岡市の学校給食費の保護者負担の増額を中止することを求める請願

請願者 静岡市葵区

静岡市学校給食を考える会準備会 田中綾子

紹介議員 寺尾 昭 鈴木節子 山本明久 内田隆典

[請願趣旨]

1951年にユネスコの国際公教育会議において、各国に「子どもには栄養学的にも食の科学に合致した、最高の食事を学校給食で与えるように、費用は無償もしくは安価で」との勧告を採択しています。日本政府は憲法26条で「義務教育の無償」としながら、学校給食法において施設整備や運営に要する経費以外の経費は保護者負担としています。いま全国では公立小中学校の給食費の保護者負担を全額補助する市町村が少なくとも55に、一部補助が少なくとも362に広がっているとの調査結果もあります。

こうしたもとで、静岡市教育委員会は、学校給食会給食費検討委員会の答申を踏まえたとして、平成29年度から学校給食費を1食当たり小学校で24円(9.3%)、中学校で28円(9.4%)、年間一人あたり小学校で4320円、中学校で5040円、増額する方針を決定しました。小中学校とも1カ月分以上の負担増です。これは「子どもの貧困」への対策や子育て支援の一環として軽減に向けて広がる自治体の努力と逆行するものであり容認できません。学校給食は子どもの心身の発達に資する教育です。食材費の値上がりがあるとしたら保護者にそのまま転嫁するのではなく、市が負担するなどの努力をすべきです。

よって以下の項目で請願します。

[請願項目]

- 1 平成29年度からの学校給食費の保護者負担の増額を中止すること

## 陳情第1号

### 国民健康保険の保険料に関する陳情

陳情者 静岡市葵区 静岡商工会 理事長 長倉 平

#### [要 旨]

私たちは、静岡市を中心に、小零細な自営業者約1,400事業所が参加し、「営業と暮らしを守る」ため活動している静岡商工会と申します。1952年に設立され、今年で65年目を迎えます。

私たちの会員事業所の実に8割強が静岡市の国民健康保険に加入しています。会員事業所の生活状況を見ますと、各種税金の納税以上に国民健康保険料の負担が営業と生活を圧迫しているのが現状です。

その様な中、昨年・一昨年と保険料の値下げに御尽力いただいた事に感謝申し上げます。

しかし昨年の決算を見ますと、一般会計からの繰入額を減額し、その穴埋めとして積立金を取り崩した結果とのことです。本来積立金は予期せぬ事態が発生し大幅な値上げをせざるを得ないといった際、被保険者の負担を抑える為のものと認識しております。

国民健康保険制度は他の医療保険と比較しても・年齢構成が高く、医療費水準が高い・所得水準が低い・保険料負担が重い・収納率が悪くなる、という問題を抱えている事は認識頂いていると思います。

特定健診を活用し医療費を抑制したり滞納整理を強化し収納率を上げたとしても、自助・共助だけでは賄えず、公助にも頼らざるを得ない所まできています。

そのような中で一般会計からの繰入額を減額し、被保険者からの保険料で制度を維持させようとしていることには矛盾を感じます。

#### [陳情項目]

1. 県から納付金及び標準保険料率が示された際には、これまでの市の保険料率の現状維持に努めること
2. 将来的に保険料率の引き上げが想定される時には、一般会計からの繰入金を増額し保険料率の現状維持に努めること